

令和7年度

熱田区役所における

自動扉広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入 札 案 内 書



—  —
atsuta brand japan

入札日時 : 令和7年11月20日(木) 午後1時30分

入札場所 : 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号

名古屋市熱田区役所 303・304会議室

名 古 屋 市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇ あらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 4
第1 自動扉広告の掲出場所	P 4
第2 参加者の資格	P 4
第3 自動扉広告の掲出条件	P 5
第4 入札・開札	P 7
第5 競争入札参加資格確認申請等	P 9
第6 契約保証金の納付	P 11
第7 契約の締結	P 11
第8 事業計画書の提出	P 12
第9 普通財産借受申込書の提出	P 12
第10 広告原稿の審査・承認	P 12
第11 広告掲出料の納入	P 12
第12 問合せ先	P 12
◇ 熱田区役所における自動扉広告掲出事業仕様書	P 14
◇ 熱田区役所における自動扉広告掲出事業契約書（案）	P 21
◇ 普通財産借受申込書	P 30
◇ 公有財産一時使用契約書	P 32
◇ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）	P 37
◇ 名古屋市広告掲載要綱	P 38
◇ 名古屋市広告掲載基準	P 40
◇ 熱田区広告掲載要綱	P 42

【様 式 集】

入 札 書

委 任 状

入札辞退届

競争入札参加資格確認申請書

履行実績調書

本店、支店、営業所等の所在地証明書

法人役員等に関する調書

熱田区広告掲載申込書

あ ら ま し

熱田区役所における自動扉広告掲出事業は、熱田区役所庁舎自動扉の一部に民間企業等の広告を掲出していただくものです。

当事業は、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格以上で最も高い価格で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方に広告を掲出していただきます。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地の状況を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

※ 熱田区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

Ｊ Ｒ：「熱田駅」下車 徒歩すぐ

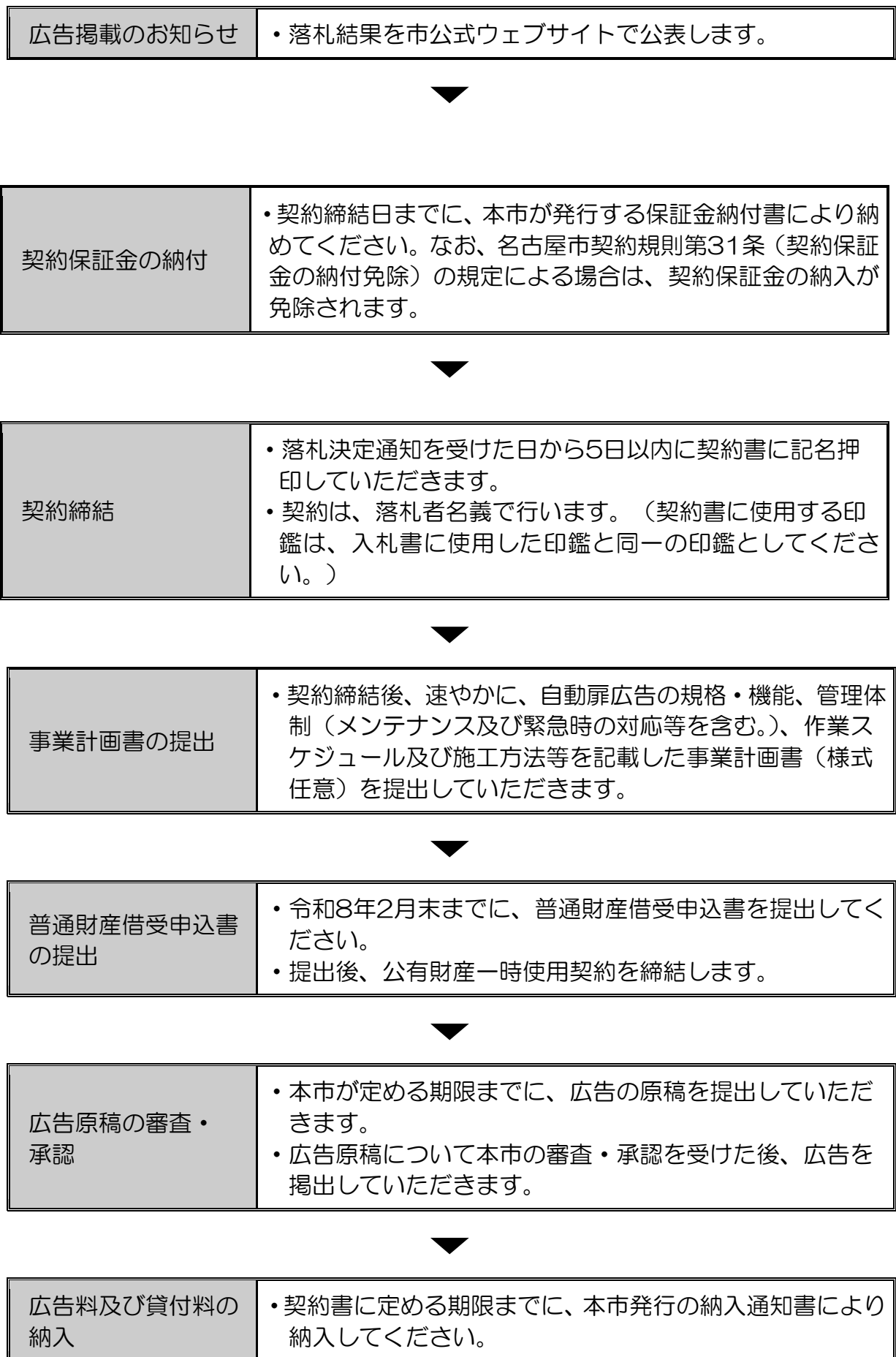
地下鉄：名城線「熱田神宮西」下車 2番出口 徒歩5分

市バス：「熱田区役所」下車 徒歩すぐ



自動扉広告掲出までの流れ

入札案内書（この案内書）の配付	・市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 ・内容をよくご確認ください。
入札書の提出日時（持参式）	令和7年11月20日（木）午後1時30分 場所：名古屋市熱田区役所 303・304会議室 ・上記提出日時以降は、上記場所への入場はできません。 ・入札書（入札を委任する場合は委任状も）は市公式ウェブサイトから書式をダウンロードして入手し必要事項を記入・押印してご持参ください。 ・広告料及び貸付料のうち、広告料のみの入札となります。 ・入札保証金は、免除とします。
開札日時 落札候補者の決定	令和7年11月20日（木）午後1時40分 場所：入札書の提出場所と同じです。 ・入札者の前で開札を行います。 ・開札の結果、入札者のうち最低価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札をした方を落札候補者とします。
競争入札参加資格 確認申請書の提出 熱田区広告掲載 申込書の提出	令和7年11月20日（木）～ 令和7年11月25日（火） 午前8時45分 ～ 午後5時15分 ※ ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋 市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日 を除きます。 提出先：名古屋市熱田区役所区政部企画経理課 ・落札候補者の方は、市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書、添付書類及び熱田区広告掲載申込書を提出してください。 ・指定する期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。
落札決定の通知	・競争入札参加資格の審査後、落札決定の通知をします。 ・広告主及び広告掲載の可否をお知らせします。



入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札案内書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される案件の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 自動扉広告の掲出場所

名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号（名古屋市熱田区役所等複合施設南館）

※ 詳しくは、熱田区役所における自動扉広告掲出事業仕様書（14頁参照）をご覧ください。

第2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合

であって、特別な理由があり適当と認める場合を除く。)でないこと。

- 6 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 7 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（37頁参照）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年2月15日付19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
 - * なお、この入札に参加を希望される方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。
- 8 名古屋市広告掲載基準第2（40頁参照）に該当する業種又は事業者でないこと。
- 9 広告掲出に係る業務について、入札公告の日から過去3年以内に官公庁への履行実績があると認められる者であること。
- 10 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有する者であること。

第3 自動扉広告の掲出条件

- 1 掲出期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
（掲出準備及び撤去に要する期間を含みます。）
- 2 広告料及び貸付料（以下「広告掲出料」といいます。）
自動扉広告の掲出期間中は、掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納入してください。
 - * 広告掲出料のうち、広告料について
入札により決定した金額になります。
 - * 広告掲出料のうち、貸付料について
掲出場所について、広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した、貸付料を納入していただきます。なお、貸付料は、入札の対象ではありません。
＜貸付料の算定＞
貸付料は、月額900円／㎡です。
なお、1円未満の端数が生じた場合は切り上げます。
 - * 掲出する民間企業等の広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

3 自動扉広告の仕様

熱田区役所における自動扉広告掲出事業仕様書（14頁参照）のとおりです。

4 広告内容

熱田区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとしてください。具体的な掲出基準については、熱田区広告掲載要綱（38頁）を参照してください。なお、広告内容については、名古屋市（熱田区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に民間企業等の広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する（広告を付け替える）場合を含みます。）の14日前までに掲出広告の原案を提出してください。

5 利用上の制限

広告の掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納入すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 普通財産借受申込書裏面の誓約事項（31頁参照）を遵守すること。
- (4) 広告の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に名古屋市と協議を行うこと。

6 維持管理

広告の掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (2) 広告を掲出するにあたっては、安全に掲出すること。また、掲出後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 広告の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、自己の責任において対応すること。

7 原状回復

契約期間が満了となった場合又は契約が解除された場合は、速やかに、原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

8 必要経費

広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて自己の負担とします。

第4 入札・開札

1 入札書の提出場所等

提出日時	令和7年11月20日（木）午後1時30分
提出場所	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 （名古屋市熱田区役所等複合施設南館3階） 名古屋市熱田区役所 303・304会議室
提出書類等	(1) 入札書（様式集参照） 入札書には、入札者（代表者、又は代表者から委任状により委任を受けた代理人（支店・営業所の長など）をいいます。以下同じです。）の記名・押印をしてください。 (2) 委任状（様式集参照） 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合は、委任状の提出が必要となります。
注意事項	(1) 提出日時以降は、提出場所への入場はできません。 (2) 入札書の提出は、入札書を名古屋市担当者の指示に従い入札箱に投入することによるものとします。 (3) 入札の公平性を保つため、入札参加者数、問い合わせ件数などのお問い合わせにはお答えできません。 (4) 提出の際は、駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。 (5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。 (6) 入札書は、所定の入札書を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印をしたうえでご持参ください。 (7) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。 (8) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。 (9) 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。 (10) 入札者は、既に提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

	(11) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。 ア 競争入札参加資格のない者のした入札 イ 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札 ウ 金額を改ざんし、又は訂正した入札 エ 記入事項を判読できない入札 オ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札 カ 一定の金額をもって価格を表示しない入札 キ 記名押印のない入札 ク 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含みます。） ケ 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合において、委任状を提出していない代理人のした入札 コ 競争入札参加資格確認申請書又は添付資料（以下「申請書等」といいます。）に虚偽の記載をした者のした入札 サ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札 シ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札 ス 明らかに談合によると認められる入札 セ 本案内書に定める入札方法によらない入札 ソ 本案内書に定める期限までに完了しなかった入札 タ その他入札の条件に違反した入札 (12) 入札保証金は、免除とします。
--	--

2 入札金額

入札金額	広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）
最低価格	非公表
注意事項	入札金額には、貸付料（月額900円／㎡）を含めないでください。

3 開 札（落札候補者の決定）

開札日時	令和7年11月20日（木）午後1時40分
開札場所	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 （名古屋市熱田区役所等複合施設南館3階） 名古屋市熱田区役所 303・304会議室

	※ 入札書の提出場所と同じです。
落札候補者の決定	(1) 開札は、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。 (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札をした方を落札候補者とします。
注意事項	(1) 最も高い価格（月額）で入札をした入札者が複数あるときは、ただちにくじ引きにより落札候補者を決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない本市職員が代行します。 (2) 開札の結果、最低価格（月額）以上の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札は2回（初度入札を含め3回）を限度として行います。なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった方及び当該入札が無効とされた方は、再度入札又は再々度入札に参加することはできません。 (3) 入札者は、再度入札又は再々度入札において、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合、入札執行前のときは、入札辞退届（様式集参照）を提出することとし、入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入することとします。なお、入札辞退届の提出により入札を辞退した方は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

第5 競争入札参加資格確認申請等

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
- 3 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、名古屋市からその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和7年11月20日（木）～ 令和7年11月25日（火） 午前8時45分 ～ 午後5時15分 ※ ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。
------	--

提 出 先	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 （名古屋市熱田区役所等複合施設南館3階） 名古屋市熱田区役所区政部企画経理課
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通（様式集参照） (2) 履行実績調書 1通（様式集参照） (3) 本店、支店、営業所等の所在地証明書 1通（様式集参照） (4) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 法人登記簿謄本 1通 ※ どちらも発行後3か月以内のもの (5) <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通（様式集参照） (6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可） を記載し、110円に簡易書留料金分（350円）を加えた料金の 切手を貼った長形3号（12cm×23.5cm）封筒 (7) 熱田区広告掲載申込書 1通（様式集参照）
注意事項	(1) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入 札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指 示をすることがあります。 (2) 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出 された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認め ません。

4 必要書類等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の有無の確認と、広告主及び広告掲載の可否の審査を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その方を落札者及び広告主として決定し、落札決定の通知と広告掲載のお知らせをします。

5 入札結果については、落札候補者の資格審査後、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。公開することに同意いただけない場合は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

6 落札候補者に資格がないと認められた場合は、その方に対しその旨を通知します。

7 6の通知を受けた方は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式任意）により説明を求めることができます。

8 7の書面の提出先は、本案内書の「第12 問合せ先」（12頁参照）に示す場所です。

- 9 7に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。
- 10 提出された必要書類等は返却しません。
- 11 必要書類等の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とします。

第6 契約保証金の納入

- 1 契約締結日までに、契約保証金を名古屋市発行の納入通知書により納入していただきます。
契約保証金額は、広告料年額の10分の1の額とします。
なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定による場合は、契約保証金の納付が免除されます。
- 2 契約保証金の納入が必要な方には、納入通知書をお送りしますので、契約締結日までに納入通知書裏面に記載の納入場所で納めてください。
- 3 契約保証金は、自動扉広告掲出場所の原状回復完了後に還付します。ただし、未納入の広告料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。

第7 契約の締結

- 1 落札決定後、落札決定の通知等の契約関係書類を郵送します。
- 2 落札者は、1の通知を受けた日から5日以内に契約書に記名・押印していただきます。
- 3 契約は、落札者名義で行います。（契約書に使用する印鑑は、入札書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。）
- 4 契約書の内容等につきましては「熱田区役所における自動扉広告掲出事業契約書（案）」（21頁）を参照してください。
- 5 契約書に収入印紙の貼付が必要な場合、収入印紙代は落札者の負担とします。

第8 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、自動扉広告の規格・機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応等を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書（様式任意）を提出していただきます。

第9 普通財産借受申込書の提出

- 1 令和8年2月末までに「普通財産借受申込書」（30頁参照）を提出していただきます。（申込書の様式は送付します。）
- 2 1の申込書の提出先は、本案内書の「第12 問合せ先」（12頁参照）に示す場所です。
- 3 1の申込書の提出後、公有財産一時使用契約の締結手続きを行います。
- 4 3の手続きが終了後、「公有財産一時使用契約書」（32頁参照）を締結します。

第10 広告原稿の審査・承認

- 1 本市が定める期限までに、広告のデータ等必要な資料を提出していただきます。
- 2 提出された広告のデータ等必要な資料について本市の審査・承認を受けた後、広告を掲出していただけます。

第11 広告掲出料の納入

広告掲出料は、契約書に定める期限までに、本市発行の納入通知書により納入していただきます。

詳しくは「熱田区役所における自動扉広告掲出事業契約書（案）」（21頁）を参照してください。

第12 問合せ先

名古屋市熱田区役所区政部企画経理課 電話番号 052-683-9688 ファックス番号 052-682-1496 電子メール a6839686@atsuta.city.nagoya.lg.jp

本案内書の内容に質問がある場合は、以下の方法により提出してください。

- 1 令和7年11月7日（金）午後5時までに提出してください。
- 2 上記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください（様式は問いませんが、質問書の件名に「熱田区役所における自動扉広告掲出事業に係る質問書」と記入してください。）。
- 3 問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。
- 4 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和7年11月13日（木）までに市公式ウェブサイト上に公開します。
- 5 回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書の提出前に必ず確認してください。

熱田区役所における 自動扉広告掲出事業仕様書

1 事業概要

熱田区役所における自動扉広告掲出事業は、名古屋市（以下「貸付人」という。）が掲出事業者（以下「借受人」という。）に対して、当該施設の風除室及びエレベーターホールの自動扉についての広告掲出料（広告料及び貸付料）の納入を受けた上で、借受人が広告掲出を行うものである。

2 広告掲出事業を行う施設の名称、掲出場所、掲出広告の大きさ

（１）名 称 名古屋市熱田区役所（名古屋市熱田区神宮三丁目１番１５号）

（２）掲出場所 庁舎内１階西側風除室及びエレベーターホールの自動扉

３か所 合計５枚（両面）

※掲出場所位置図及び掲出場所現況写真は以下のとおりとする。

※実際の設置掲出場所及び設置方法の詳細については、貸付人及び借受人が協議して定める。

※現地説明は行わないので、掲出する広告が来庁者の通行や通常業務に支障を及ぼさないか等、事前に現地確認をすること。

（３）掲出広告の大きさ 範囲内であれば、変更することが可能。ただし、広告したところには、 1m^2 当たり月額900円の貸付料がかかる。

<掲出場所位置図（１階）>



<掲出場所現況写真>

① 庁舎1階西側正面出入口の風除室東側自動ドア

掲載広告の大きさ：縦30cm×横74cm以内（両面印字ステッカー）2 枠



② 庁舎1階西側正面出入口の風除室南側自動ドア

掲載広告の大きさ：縦30cm×横94cm以内（両面印字ステッカー）1 枠



③ 庁舎1階西側エレベーターホール正面自動ドア

掲載広告の大きさ：縦29cm×横88cm以内（両面印字ステッカー）2枠



3 掲出方法

- （１）ステッカーは両面または片面に広告を掲出するものとする。
- （２）撤去時は、広告掲出前の原状を回復するものとする。
- （３）上記（１）～（２）に定めるもののほか、掲出方法については、名古屋市の指示に従うものとする。

4 契約期間及び掲出期間

- （１）契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
- （２）掲出期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
（広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。）

5 借受人の業務

- （１）広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復
- （２）広告の募集（掲出事業者が自らの広告を掲出する場合を除く。）
- （３）広告の破損並びに広告に関する問い合わせ及び苦情に係る連絡先の明記及び対応

6 事業計画書の提出

借受人は、契約締結後、速やかに、自動扉広告の規格・機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応等を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等を記載した事業計画書（様式任意）を作成し、貸付人に提出するものとする。

7 その他

- （１）広告の募集、掲出広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復、広告に関する問い合わせ及び苦情に対する対応に要する費用については、すべて借受人の負担とする。
- （２）掲出広告の維持管理、破損、事故時の対応等一切の保守管理に関しては、借受人の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- （３）本仕様書に定めるもののほか、法令、名古屋市の条例、規則及び規程を遵守すること。
- （４）その他の仕様については、貸付人と借受人の協議の上決定する。
- （５）広告については、掲出を開始する14日前までに広告データ等必要な資料を貸付人へ提出し、審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないものとする。
- （６）掲出する広告がなく、広告欄に空欄が生じたとしても、納入済の広告料及び貸付料は返還しないものとする。
- （７）本仕様書に関しては、「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。

○情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「借受人」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 借受人は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 借受人は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「貸

付人」という。)が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 借受人は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 借受人及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 借受人は、貸付人の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 借受人は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において借受人が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 借受人は、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市規則第50号)第28条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、貸付人が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 借受人は、貸付人から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物(貸付人の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 借受人は、市の保有する情報が記録された資料のうち貸付人から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに貸付人に返却しなければならない。ただし、貸付人の承認を得た場合はこの限りでない。

2 借受人は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、貸付人の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授

受は、全て貸付人の指名する職員と借受人の指名する者との間において行うものとする。

- 2 借受人は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 借受人は、貸付人が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、貸付人が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 借受人は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに貸付人に報告し、貸付人の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 借受人は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 借受人は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（借受人が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 借受人は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 借受人は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 貸付人は、借受人が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

○妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをい

う。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 借受人が 1 に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

熱田区役所における 自動扉広告掲出事業契約書 (案)

名古屋市（以下「貸付人」という。）と_____（以下「借受人」という。）とは、熱田区役所における自動扉広告掲出事業に関し、次のとおり契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 貸付人は、熱田区役所庁舎自動扉の一部を提供し、借受人に広告を掲出させるものとし、借受人はこれに対して貸付人に広告料及び貸付料を納入するものとする。

2 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（掲出場所及び仕様）

第2条 自動扉広告の掲出場所及び仕様については、別添「熱田区役所における自動扉広告掲出事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 借受人は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「熱田区広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書による自動扉広告の掲出を行わなければならない。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 借受人は、自動扉広告の規格・機能、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応等を含む。）、作業スケジュール及び施工方法等（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書を貸付人に提出するものとする。

2 借受人は、前項の事業計画を変更する場合は、事前に必ず貸付人と協議しその承認を得るものとする。

（使用契約、期間及び貸付料）

第4条 借受人は、自動扉広告の掲出に際して、本件契約とは別に、貸付人との間で公有財産一時使用契約（以下「使用契約」という。）を締結し、使用契約を遵守することとする。

2 前項に定める使用契約に係る期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

3 借受人は、第2項に定める使用契約を締結するにあたり、貸付人に対して令和8年2月末日までに普通財産借受申込書を提出しなければならない。

4 借受人は、貸付人の発行する納入通知書により、所定の貸付料を各年度分一括

で貸付人に納入するものとする。また、納入期限は当該年度の4月末日までとする。

（契約期間）

第5条 本件契約の有効期間は前条第2項に定める使用契約に係る期間と同一とし、同契約が解除された場合は、本件契約は効力を失うものとする。

（広告料）

第6条 借受人は、第4条第4項に定める貸付料とは別に、広告掲出をする対価として、貸付人の発行する納入通知書により、広告料の各年度分を一括して貸付人に納入するものとする。また、納入期限は第4条第4項に定める貸付料の納入期限と同日とする。

2 前項の広告料は、月額 金_____円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 金_____円）とする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、金_____円に変更後の消費税及び地方消費税に係る税率により算出された消費税及び地方消費税の額を加算した額を月額の広告料とする。

（延滞金）

第7条 借受人は、前条第1項に定める納入期限までに広告料を納入しないときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める率により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

（充当の順序）

第8条 借受人が広告料を納入すべき場合及び延滞金を支払うべき場合において、納入及び支払われた金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（契約保証金）

第9条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金_____円（広告料年額の10分の1）を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、借受人が本件契約を履行しないおそれがないと認められる場合は、貸付人は契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第21条に定める損害賠償の予定額の全部またはその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 借受人に未納入の広告料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受

人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。
- 6 貸付人は、本件契約の終了に伴う借受人の原状回復完了時において、借受人に未納入の広告料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 貸付人及び借受人は、事前に他方の当事者の承認を得ないで、本件契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

（契約の履行の一時中止）

第11条 掲出場所の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、借受人の責めに帰することができないものにより、借受人が本件契約を履行できないと認められるときは、貸付人は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに借受人に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 貸付人は、前項の規定により1か月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、「熱田区広告掲載要綱」の規定により、納入済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利息は付さないものとする。

（広告の掲出）

第12条 借受人は、掲出する広告の内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「熱田区広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に貸付人の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

- 2 借受人は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告のデータ等必要な資料を貸付人の指定する日までに、貸付人に提出するものとする。
- 3 借受人は、第1項に規定する審査において、貸付人から広告の内容について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 4 貸付人及び借受人は、広告の内容について、熱田区役所の公共性、美観及び熱田区役所利用者等への影響に配慮しなければならない。

(広告の内容の修正・変更)

第13条 貸付人は、広告の内容が熱田区役所に掲出する広告としてふさわしくないと貸付人が合理的な理由により判断したときは、いつでも、借受人に対して広告の内容の修正等を求めることができ、借受人はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正等にかかる費用は、借受人が負担する。

3 借受人は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(広告の内容についての責任)

第14条 借受人は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 広告の内容に関する一切の責任は借受人が負うものとし、貸付人は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、借受人は保証するものとする。

(3) 貸付人に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、借受人の責任及び負担において解決するものとし、貸付人は責任及び負担を負わないものとする。

(広告掲出にあたっての留意事項)

第15条 借受人は、広告の掲出にあたっては、貸付人の指示に基づき、熱田区役所の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう処置しなければならない。

2 借受人は、広告の破損等により、熱田区役所利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。

3 貸付人は、借受人に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、借受人はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、借受人が負担する。

4 広告の掲出によって、貸付人又は第三者に損害を与えた場合は、天災等借受人の責に帰さない場合も含め、借受人の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。

5 広告の掲出後、貸付人の事業の変更、熱田区役所利用者等への影響等により掲出場所を変更する等の必要が生じた場合には、貸付人借受人協議の上、その対応について定めるものとする。その場合、掲出場所を変更する等の費用は、借受人の負担とする。

6 借受人は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。

7 借受人は、広告が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、借受人の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。

8 貸付人は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに借受人に通報しなければな

らない。

（広告の一時撤去または一時削除）

第16条 貸付人は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、借受人に広告の一時撤去又は一時削除を指示することができ、借受人はこの指示に従わなくてはならない。

- （１）借受人が、第４条第１項に定める使用契約の条件、本件契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
- （２）広告の内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「熱田区広告掲載要綱」及び仕様書に違反したとき。
- （３）第12条第１項の規定による広告の内容の修正等を借受人が行わないとき、または前条第３項に定める貸付人の助言及び指導に借受人が従わないとき。
- （４）広告の掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると貸付人が判断したとき。

２ 前項に定める一時撤去または一時削除の理由となった問題が解消されたと貸付人が認めるときは、借受人は広告の掲出を再開することができる。

３ 第１項に定める一時撤去または一時削除並びに前項の再開にかかる費用は借受人が負担する。

４ 第１項に定める指示があつたにもかかわらず、一時撤去または一時削除に必要な相当期間内に借受人がこれを行わないときは、貸付人は、借受人の承諾を得ることなく、広告を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は借受人が負担するものとする。この場合において、貸付人はこれによって生じた借受人の損害の賠償を行わない。

５ 第１項及び前項に基づき一時撤去または一時削除が行われた場合、貸付人は納入された広告料を返還せず、借受人は貸付人に違約金を支払うものとする。

６ 前項の違約金の額は、貸付人が損害を被る範囲内で貸付人借受人協議して決定し、損害賠償の予定額の全部またはその一部としない。

（契約の解除権）

第17条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により借受人に通告し、本件契約を解除することができる。

- （１）第４条第１項に定める使用契約が締結されないとき、または解除されたとき。
- （２）法令違反または正当な理由なく本件契約に違反したとき。
- （３）本件契約の内容の履行に関し、借受人またはその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正または不誠実な行為があつたとき。
- （４）借受人が本件契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- （５）借受人が本件契約の解除を申し出たときで、貸付人が契約の解除が相当であると認めるとき。
- （６）借受人またはその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。

(7) 借受人による破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て、または借受人に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、またはそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(8) 借受人が本件契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店または営業所を代表するものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等または使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等または暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体または個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等または使用人が、暴力団若しくは暴力団員等または暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、または便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等または使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等または使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 貸付人は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本件契約を解除する必要があるときは、借受人との協議により本件契約を解除することができる。

3 借受人は、第5条に定める契約期間中に、貸付人に対して本件契約の解除を申し入れることができる。

4 前3項の規定により本件契約が解除された場合において、借受人の責に帰すべき事由があるとき及び借受人の都合による申し入れのときは、貸付人は納入された広告料を返還せず、借受人は貸付人に違約金を支払うものとする。

5 前項の違約金の額は、貸付人が損害を被る範囲内で貸付人借受人協議して決定し、損害賠償の予定額の全部またはその一部としない。

（談合その他の不正行為に係る貸付人の解除権）

第18条 貸付人は、借受人が本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 借受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令または第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 借受人または借受人の役員若しくは借受人の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条または独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、借受人または借受人の役員若しくは借受人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、または刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、貸付人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第45条第2項または第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第19条 借受人が本件契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、貸付人が契約を解除するか否かにかかわらず、借受人は、広告料に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、広告料の納入が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など貸付人に金銭的損害が生じない行為として、借受人がこれを証明し、そのことを貸付人が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、借受人または借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、または同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、借受人または借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 前項に規定する場合において、借受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、貸付人は、借受人の代表者であった者またはその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、借受人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、貸付人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金

の額を超える場合は、貸付人は、借受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

- 4 前3項の規定は、本件契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（原状回復義務）

第20条 契約期間が満了し、またはその他の理由により本件契約が終了したときは、借受人は自己の費用をもって広告を撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 借受人は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が原状回復をしない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復完了までの間、借受人は貸付人に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害があるときは、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第21条 借受人は、第11条第1項、第12条第3項、第13条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し貸付人に賠償を請求することはできない。

- 2 借受人は、本件契約を履行するにあたり、貸付人に損害を与えたときは、借受人の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が貸付人の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

- 3 借受人は、本件契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、借受人の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が貸付人の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、貸付人借受人協議して決める。

- 5 本件契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、貸付人借受人協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

（著作権等の管理）

第22条 借受人は、自動扉広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権またはノウハウその他一切の権利を含み、貸付人の所有であるか否かは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第23条 借受人は、事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本件契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(財務調査等)

第25条 貸付人は、契約期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 借受人が、第4条第4項に定める納入期限までに貸付料を納入しないとき、又は第6条第1項に定める納入期限までに広告料を納入しないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 借受人は、前2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 貸付人は、第1項及び第2項により知りえた情報を、正当な理由なく第三者に知らせてはならない。

5 第2項の場合において、借受人は、貸付人が、本件契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意することとする。

(疑義の解釈等)

第26条 本件契約の定め疑義が生じたとき、または本件契約に定めのない事項については、貸付人と借受人で協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

借受人

印

普通財産借受申込書

第3号様式（第35条第1項関係）

普通財産借受申込書（ 新規 ・更新）	
令和 年 月 日 （あて先）名古屋市長 （申込者）住 所 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日 （法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日） 裏面記載の事項を誓約し、次のとおり普通財産の借受けを申し込みます。	
普通財産の名称 又は種類	名古屋市熱田区役所1階風除室及びエレベーターホールの自動扉
所在地	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号
使用面積又は数量	. m ²
使用目的及び用途	自動扉広告の掲出
借受期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
その他参考となる事項 （使用の方法など）	

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

- 備考1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

公有財産一時使用契約書

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第40条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地	使用場所	使用面積
名古屋市熱田区 神宮三丁目1番 15号	名古屋市熱田区役所1階 西側風除室及びエレベーターホール自動扉	. m ²

（指定用途）

第3条 借受人は、一時使用物件を申請の目的（自動扉広告の掲出）に従って自ら使用しなければならない。

2 借受人は、一時使用物件について前項に定める指定用途を変更しようとする場合は、事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途等を書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

3 借受人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

（1）政治的又は宗教的な用途

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供するなど公序良俗に反する用途

（4）悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

（5）その他、貸付人が公序良俗に反すると認める用途

（6）第三者をして（1）から（5）の用途に使用させること

（一時使用期間）

第4条 一時使用期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額 金 円（月額 金 円）とする。

2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。

（延滞金）

第6条 借受人は、前条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合により算定した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を延滞金として貸付人に支払わなければならない。

（充当の順序）

第7条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（財務調査等）

第7条の2 貸付人は、貸付期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 借受人が、第5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 借受人は、前2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 貸付人は、第1項及び第2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。

5 第2項の場合において、借受人は、貸付人が、本件契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

（届出事項）

第8条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

（1）借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

（2）借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき

（3）一時使用物件が滅失又は損傷したとき

（契約不適合責任）

第9条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

（原状の変更）

第10条 借受人は、一時使用物件について原状を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及びその内容等を書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第12条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の定めにより支出する費用については、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 借受人は、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第13条 貸付人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

（違約金）

第14条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

（1）第3条第2項の定めに従反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金 円（貸付料年額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）

（2）第3条第3項各号の定めに従反したときは、金 円（貸付料年額の100分の30に相当する額。）

（3）第10条の定めに従反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したときは、金 円（貸付料年額の100分の30に相当する額。）

（4）第11条の定めに従反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 円（貸付料年額の100分の30に相当する額。）

（5）前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 円（貸付料年額の100分の10に相当する額。）

2 前項に定める違約金は、第19条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第15条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合は、本件契約を解除することができる。

（1）国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき

（2）借受人が、第3条第2項の定めに従反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第1項に定める指定用途以外の用途に供したとき

（3）借受人が、第3条第3項各号の定めに従反したとき

（4）借受人が、第10条の定めに従反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したとき

（5）借受人が、第11条の定めに従反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき

（6）借受人が、第12条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき

（7）借受人が、第12条第3項の定めに従反したとき

（8）その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

（契約の失効）

第16条 天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復）

第17条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第18条 本件契約が貸付期間の途中で解約された場合において、その原因が第16条第1号によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

（損害賠償）

第19条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第20条 借受人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第21条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第22条 本件契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第23条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

借受人

印

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄） （平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定 義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

名古屋市広告掲載要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告の範囲）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

（広告掲載に関する定め）

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告について

は、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

（趣 旨）

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

（規制業種又は事業者）

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（掲載基準）

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

（個別の基準）

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

（ウェブサイトに関する基準）

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

熱田区広告掲載要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、名古屋市熱田区役所（以下「熱田区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものである。

（広告媒体の種類）

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か熱田区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- （1）熱田区が作成する印刷物
- （2）熱田区が所管する公有財産
- （3）名古屋市公式ウェブサイト内にある熱田区ホームページ
- （4）その他熱田区が別に定めるもの

（広告の掲載基準）

第3条 名古屋市広告掲載基準（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載することがふさわしくないと認められる広告は、広告媒体に掲載することができない。

（広告主の募集）

第4条 広告主（第6条第3項で定める通知を受け、名古屋市と広告掲載に係る契約を締結した者をいう。以下同じ。）の募集は、課・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告主を募集する場合は、所管する部長（区長以下代決規程（平成12年3月31日名古屋市達第41号）第1条で定める部長をいう。）。以下、本条、第5条及び第6条において同じ。）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

- （1）広告掲載を行う広告媒体の種類
- （2）広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- （3）広告掲載料及び納付期日
- （4）広告掲載の申込みができる者
- （5）広告掲載の申込み手続
- （6）広告主の選定方法
- （7）広告掲載手続
- （8）その他広告主の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 広告主の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、所管課の長が自己の負担により、広告媒体の納入を条件として広告主の募集を行う場合は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）及び名古屋市契約事務手続要綱（平成18年3月28日17財監第66号）により行う。

（広告掲載の申込み）

第5条 前条の募集により、広告主の候補となった者（以下「広告主候補者」という。）は、熱田区広告掲載申込書（様式第1号）により、広告掲載の申込みを行う。

- 2 広告主候補者には、広告の取次ぎを営業とする者（以下「広告代理業者」という。）を含む。

- 3 所管課の長は、広告媒体の納入を条件として広告主の募集を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、別の様式により申込みを行うことができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載の決定等）

第6条 所管課の長は、この要綱及び募集要領に基づき、広告主候補者による広告掲載の可否を決定する。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告主候補者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

- 3 所管課の長は、広告主候補者に対し第1項の決定内容を通知（様式第2号又は様式第3号）するものとする。この場合、非掲載と決定された者に対してはその理由を明確にして通知しなければならない。

- 4 所管課の長は、広告媒体の納入を条件として広告主の募集を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別の様式により第1項の決定内容を通知することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告原稿の作成等）

第7条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長に提出しなければならない。

- 2 広告主のうち、広告代理業者が他の者にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項に基づいて提出された広告の原稿については、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

- 4 広告主は、前2項の承認を受けた広告に限り、広告媒体に掲載することができるものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納しなければならない。ただし、所管課の長が特に必要があると認めるときは、分割して定期前納することができるものとする。

（広告内容の変更）

第9条 広告やデザイン等の内容（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

（広告掲載の取止め）

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定の取消し又は変更を行うものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

- （1）指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- （2）指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- （3）前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- （4）その他広告掲載が不相当であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払は行わない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、現物の納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面により速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払いは行わない。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告主の責に帰さない理由により1月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の作成、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 4 広告主は、第6条第3項で定める通知を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

（協 議）

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（熱田区広告審査会の設置）

第15条 次に掲げる事項について審査するため、広告審査会を設置する。

- （1）第2条の承認に関すること
 - （2）第4条第1項の承認に関すること
 - （3）第5条第3項の承認に関すること
 - （4）第6条第1項及び第4項の承認に関すること
 - （5）第7条第2項及び第3項の承認に関すること
 - （6）第10条第1項の承認に関すること
 - （7）名古屋市企画提案型広告掲載要綱（平成24年3月23日23財管第320号）に定める企画提案型広告に対する意見書に関すること
- 2 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 4 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催するものとする。
 - 5 前項の申し出は、所管課の長が熱田区広告審査会議案書（様式第4号）を委員長へ提出することによる。
 - 6 委員長は、広告の内容に軽微な変更がある場合は、議案を各委員に回議する方法により審議することで、広告審査会の開催に代えることができる。ただし、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときには、広告審査会を開催するものとする。
 - 7 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 8 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 9 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
 - 10 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

11 広告審査会の庶務は、熱田区役所区政部企画経理課が処理する。

(その他)

第16条 その他広告掲載につき必要な事項は熱田区長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

審 査 事 項	右欄に掲げる事項以外の事項	第15条第1項第5号及び第6号で定める事項
委員長	熱田区長	区政部企画経理課長
委 員	区政部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター福祉部長 (保健福祉センター所長が保健福祉センター福祉部長を兼務する場合を除く。) 区政部総務課長 区政部企画経理課長 保健福祉センター健康安全課長	区政部総務課長 区政部地域力推進課長 保健福祉センター福祉部民生子ども課長 保健福祉センター健康安全課長 委員長の指名する職員

	（保健福祉センター所長が保健福祉センター福祉部長を兼務する場合に限る。） 委員長の指名する職員	
--	---	--

様式集

入 札 書

委 任 状

入札辞退届

競争入札参加資格確認申請書

履行実績調書

本店、支店、営業所等の所在地証明書

法人役員等に関する調書

熱田区広告掲載申込書

入 札 書

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役職名

氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額(月額)							

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

件名 熱田区役所における自動扉広告掲出事業

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。
6 本件入札の結果をお知らせしますので、下表に担当部署等を記入してください。

担当部署		担当者名	
電話番号			

記入例

入 札 書

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地 **名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号**
商号又は名称 **日本区役所株式会社 名古屋支店**
役職名 **支店長**
氏 名 **熱田 二郎**

支店
長印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり主

代表者、または代表者から委任状により委任を受けた代理人（支店・営業所の長など）を記入し、押印してください。

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額（月額）	¥	9	9	9	9	9	9

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

件名 熱田区役所における自動扉広告掲出事業

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。
6 本件入札の結果をお知らせしますので、下表に担当部署等を記入してください。

担当部署	名古屋支店 広告部広告課	担当者名	熱田 三郎
電話番号	052-683-0000		

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

熱田区役所における自動扉広告掲出事業に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限

後日この委任状を解除する場合には、双方連絡のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲（委任者） 所 在 地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人） 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

（あて先）名古屋市長

記入例

委任状

私（甲）は、都合により乙を

入札書記載の入札者が、支店・営業所の長など、代表者と異なる場合は、この委任状の提出が必要となります。

記

熱田区役所における自動扉広告掲出事業に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限

入札書の提出日以前の日を記入してください。

、双方連絡のうえ届出をしない限り、その効力

令和 7 年 11 月 20 日

甲（委任者） 所在地 東京都熱田区神宮三丁目1番15号

商号又は名称 日本区役所株式会社

代表者役職名 代表取締役社長

代表者氏名 日本 一郎

代表
者印

上記委任の件、承諾しました

代表者を記入し、押印してください。

乙（代理人） 所在地 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号

商号又は名称 日本区役所株式会社 名古屋支店

役職名 支店長

氏名 熱田 二郎

支店
長印

（あて先）名古屋市長

代表者から委任を受けた支店・営業所の長などを記入し、押印してください。

入 札 辞 退 届

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役職名

氏 名

印

下記の入札につき、都合により入札を辞退します。

記

件 名	熱田区役所における自動扉広告掲出事業
-----	--------------------

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

記入例

入 札 辞 退 届

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市 長

(入札者) 所在地 **名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号**
商号又は名称 **日本区役所株式会社 名古屋支店**
役職名 **支店長**
氏 名 **熱田 二郎**

支店
長印

入札書に記入された入札者を記入し、
押印してください。

下記の入札につき、都合により入札を辞退します。

記

件 名	熱田区役所における自動扉広告掲出事業
-----	--------------------

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和7年11月 日

(あて先) 名古屋市長

所在地
商号又は名称
役職名
氏名

令和7年10月31日付けで公告のありました熱田区役所における自動扉広告掲出事業に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この熱田区役所における自動扉広告掲出事業に係る入札公告に定める競争入札参加資格2(2)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添 付 書 類

- 1 履行実績調書 1通
- 2 本店、支店、営業所等の所在地証明書 1通
- 3 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 法人登記簿謄本 1通
どちらも発行後3か月以内のもの
- 4 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 5 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、110円に簡易書留料金分(350円)を加えた料金の切手を貼った長形3号(12cm×23.5cm)封筒

担当部署		担当者名	
電話番号		e-mail	

競争入札参加資格確認申請書

記入例

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市長

本申請書の提出日を記入してください。

所在地 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号
商号又は名称 日本区役所株式会社 名古屋支店
役職名 支店長
氏名 熱田 二郎

令和7年10月31日付けで公告
掲出事業に係る競争入札参加資
申請します。

入札書に記入された入札者を
記入してください。

自動扉広告
を添えて

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、
この熱田区役所における自動扉広告掲出事業に係る入札公告に定める競争入
札参加資格2(2)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容につい
ては事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 履行実績調書 1通
- 2 本店、支店、営業所等の所在地証明書 1通
- 3 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 法人登記簿謄本 1通
どちらも発行後3か月以内のもの
- 4 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 5 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、110
円に簡易書留料(※)を貼付し、封筒(縦横23.5cm×23.5cm) 封筒

本申請書と添付書類の内容等の照会について、ご対応
いただける方を記入してください。

担当部署	広告部広告課	担当者名	熱田 三郎
電話番号	052-683-0000	e-mail	nihonkuyakusyo@nihon.co.jp

履 行 実 績 調 書

令和 7 年 1 1 月 日

(あて先) 名 古 屋 市 長

(落札候補者) 所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

令和 7 年 10 月 31 日付けで公告のありました熱田区役所における自動扉広告掲出事業に係る競争入札参加資格 2 (9) につきまして、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
掲出面積	
概 要	

(作成上の注意)

複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

記入例

履行実績調書

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市長

競争入札参加資格確認申請書の
提出日を記入してください。

(落札候補者) 所在地 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号
商号又は名称 日本区役所株式会社 名古屋支店
役職名 支店長
氏名 熱田 二郎

競争入札参加資格確認申請書に記入され
た申請者を記入してください。

令和7年10月31日付けで公告のあ
るに係る競争入札参加資格2(9)につ
き、すので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類(行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書
等

必ず下記事項を証明できる書
類を添付してください。

記

業務内容	〇〇区役所における自動扉広告掲出事業
履行期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(更新含む)
履行場所	名古屋市〇〇区役所
契約期間	令和3年1月20日から令和8年3月31日まで(更新含む)
掲出面積	4.0㎡
概要	〇〇区役所庁舎自動扉の一部に、民間企業等の広告を掲出する もの。

(作成上の注意)

複数の実績を記載する場合な
紙のとおり」と記入し、本様式

記入事項が多い場合は、別紙で作成のうえ、
この調書に添付してください。

本店、支店、営業所等の所在地証明書

令和7年11月 日

(あて先) 名古屋市長

(落札候補者) 所在地
商号又は名称
役職名
氏名

令和7年10月31日付けで公告のありました熱田区役所における自動扉広告掲出事業に係る競争入札参加資格2(10)につきまして、下記のとおり名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有することを証明します。

記

本店・支店・ 営業所等の別	
名 称	
所 在 地	
連 絡 先	

記入例

本店、支店、営業所等の所在地証明書

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市長

競争入札参加資格確認申請書の
提出日を記入してください。

(落札候補者) 所在地 **名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号**
商号又は名称 **日本区役所株式会社 名古屋支店**
役職名 **支店長**
氏 名 **熱田 二郎**

競争入札参加資格確認申請書に記入され
た申請者を記入してください。

令和7年10月31日付けで公告のありし日に無条件に受札した場合は、本資格を有するものと見做す。業に係る競争入札参加資格2(10)につきまして、下記のとおり名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有することを証明します。

記

本店・支店・ 営業所等の別	支 店
名 称	名古屋支店
所 在 地	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号
連 絡 先	052-683-0000

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	住 所
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		
	()	M・T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記入例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	日本区役所株式会社			
所在地	東京都熱田区神宮三丁目1番15号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役 社長	(ニホン イチロウ) 日本 一郎	M・T ☒ H・R 20・8・15	男	東京都熱田区神宮三丁目 1番15号
常務取締役	(トウホク ハナコ) 東北 花子	M・T ☒ H・R 21・7・14	女	東京都千種区神山二丁目 3番10号
常務取締役	(カントウ カズオ) 関東 一男	M・T ☒ H・R 30・6・13	男	東京都中川区山田一丁目 2番11号
取締役	(カンサイ ヒロシ) 関西 広志	M・T ☒ H・R 32・8・18	男	東京都天白区伊藤三丁目 1番9号
取締役	(シコク ヒロコ) 四国 弘子	M・T ☒ H・R 40・5・25	女	東京都中村区中村四丁目 5番2号
監査役	(ホクリク ミチコ) 北陸 道子	M・T ☒ H・R 42・7・22	女	東京都西区西山三丁目 3番15号
	()	M・T・S・H・R ・		
	()			
	()			
	()	M・T・S・H・R ・		
	()	M・T・S・H・R ・		
	()	M・T・S・H・R ・		
	()	M・T・S・H・R ・		
	()	M・T・S・H・R ・		

代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。

※ 法人の役員について記載すること。

熱田区広告掲載申込書

令和7年11月 日

(あて先) 名古屋市熱田区長

(申込者)

住 所

名 称

代表者

担当者

電 話

F A X

E-mail

熱田区役所庁舎自動扉の一部に広告を掲出したいので、下記のとおり申込みます。
申込みにあたっては、熱田区広告掲載要綱の規定を遵守します。

記

1 広告の内容

(1) 広告媒体 熱田区役所庁舎西側風除室及びエレベーターホール自動扉広告

(2) 広告の内容 別添「広告イメージ案」のとおり

2 広告料 (月額)

記入例

熱田区広告掲載申込書

令和7年11月20日

(あて先) 名古屋市熱田区長

競争入札参加資格確認申請書の
提出日を記入してください。

競争入札参加資格確
認申請書に記入され
た申請者を記入して
ください。

(申込者)

住 所 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号
名 称 日本区役所株式会社 名古屋支店
代表者 支店長 熱田 二郎

担当者 広告部広告課 熱田 三郎

電 話 052-683-0000

F A X 052-684-0000

E-mail nihonkuyakusyo@nihon.co.jp

熱田区役所庁舎自
申込みにあたっては、熱田区広告掲載要綱の規定を遵守しより。

本申込書と広告イメージ案の内容等の照会について、ご対
応いただける方を記入してください。

記

1 広告の内容

(1) 広告媒体

掲出する広告のイメージ図等（広
告原稿ではありません。）を添付し
てください。様式は任意です。

ターナーホール自動扉広

(2) 広告の内容

別添「広告イメージ案」のとおり

2 広告料（月額）

¥1,099,998★

契約希望金額（入札書
に記載された金額の
100分の110に相当
する金額）を記入して
ください。